

有人国境離島法の改正・延長を求める意見書

特定有人国境離島地域においては、平成29年に有人国境離島法が施行されて以来、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用した各種施策により、その恩恵を享受しているところである。

国境離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、再生可能エネルギーの導入及び活用などの観点から極めて重要な役割を担っている。

しかしながら、厳しい自然的・社会的条件の下、人口減少や高齢化が急速に進展するとともに、基幹産業である一次産業の停滞に加え、人の往来、生活物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額であることのほか、医療提供体制や産業基盤、生活環境等が脆弱といった課題が山積しており、国境離島をめぐる状況は依然として極めて厳しい状況にある。

国境離島地域の人々が将来にわたり安心して暮らし続けていくことができる地域社会を維持していくためには、引き続き国による特別な措置を講ずる必要がある。

よって、現行の有人国境離島法が令和8年度末をもって失効することから、地域の実情や要望を反映した内容に改正の上、期限延長を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月17日

長崎県対馬市議会

衆議院議長	額賀 福志郎	殿
参議院議長	関口 昌一	殿
内閣総理大臣	石破 茂	殿
国土交通大臣	中野 洋昌	殿
内閣官房長官	林 芳正	殿